

労働時間等設定改善法による 労働時間等設定改善実施計画の承認制度

労働時間等の設定の改善を進めていく上では、同業他社との厳しい競争の下で、個別企業だけでは解決が難しい事情があります。このため、業界が一体となり業種の実情に応じた取組を行うことが有効です。

この制度は、いくつかの事業主が共同して労働時間等の設定を改善するための計画を作成し、それを行政が承認し、取組が円滑に進むよう援助するものです。

1. 労働時間等設定改善実施計画承認制度の流れ

Step1 労働時間等設定改善実施計画の策定

計画の実施主体

策定主体は「同一の業種に属する2以上の事業主」です。

ただし、工業団地、商店街、下請協力会等、実態として競争関係や横並び意識の生じている事業主の集まりでも差し支えありません

Step2 計画の申請

申請書(様式第1号)の提出先

都道府県労働局及び事業所管官庁(工業団地、商店街などの場合は、事業所管官庁が複数にわたることがあります。)

複数の都道府県にわたる場合は、厚生労働本省(労働基準局勤労者生活部企画課)に提出することもできます。

提出部数

申請先別に正本各1部、写し各1部ずつ提出

Step3 計画の承認

事業主から提出された労働時間等設定改善実施計画承認申請は、以下の手続を経て、承認されます。

都道府県労働局及び事業所管官庁は、労働時間等設定改善促進措置に営業にかかわる事項が盛り込まれている場合など必要な場合には、公正取引委員会と意見調整を行った上で承認します。

都道府県労働局は、承認を行う際には、地方労働審議会及び関係労働者の意見を聴きます。

計画の承認要件を満たした場合、労働時間等設定改善実施計画承認書を交付します。

Step4 計画実現に向けた援助など

労働時間等設定改善実施計画の承認を受けると次のようなメリットがあります。

取引先事業主等に対する協力要請

労働時間等設定改善促進措置の円滑な実施を図るために必要があると認められるときは、都道府県労働局及び事業所管官庁は、取引先事業主等に対し、協力要請を行います。

公正取引委員会との調整

労働時間等設定改善実施計画の実施について、独占禁止法上問題があると思われるときは、公正取引委員会から都道府県労働局及び事業所管官庁に対し通知がありますので、計画の承認を受けた事業主は独占禁止法との関係を心配することなく計画の実施に取り組むことができます。

2. 労働時間等設定改善実施計画の内容

労働時間等設定改善実施計画(承認申請書)には、下記の事項を記載することが必要です。

(承認申請様式は裏表紙のとおりとなっています。なお、本様式については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html>)からダウンロードすることができます。)

(1) 計画内容の要件

計画が承認されるためには、次のような要件が必要となります。

目標と措置の内容

労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標には、次のうちから少なくとも1つ以上を掲げていることと労働時間等設定改善実施計画に係る事業場の労働者の労働時間等に関する実情に照らして適切なものであることが求められます。また、各項目の<措置内容>欄に掲げられた措置内容その他の措置内容を1つ以上定めていること。この場合、その措置の実施時期も定めること。

A 労働時間の短縮

(以下の細目の目標その他の細目の目標を1つ以上付していること)。

- ・総実労働時間の短縮
- ・完全週休2日制の採用等休日の増加
- ・所定労働時間の短縮
- ・年次有給休暇付与日数・取得日数の増加
- ・所定外労働時間の削減

<措置内容>

- ・営業時間の設定
- ・「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の導入・拡充
- ・営業日数の短縮
- ・年次有給休暇付与日数・取得日数又は取得率の増加
- ・営業時間の短縮
- ・計画的年次有給休暇付与制度の導入・活用
- ・休日又は営業日の設定
- ・個人別年次有給休暇取得計画表の作成
- ・変形労働時間制の採用
- ・長期休暇の取得
- ・交替制の設定
- ・半日単位の年次有給休暇の導入
- ・取引先に対する発注方法等に関する要請

等

<その他の要件>

- ・目標が、法定の水準を上回るものであること。
- ・目標の水準について
総実労働時間の短縮については、概ね5%以上短縮するものであること。
所定労働時間の短縮については、概ね週1時間以上短縮するものであること。
所定外労働時間の削減については、概ね10%以上削減するものであること。
- ・2年程度以内に目標の達成が見込まれること。
- ・複数の目標を定める場合には、目標間相互が整合的なものであること。
- ・目標として総実労働時間の短縮を掲げていないときは、少なくとも総実労働時間を増加させるおそれがないこと。

B B健康上特に配慮を要する労働者について、労働時間等設定改善を通じた健康回復を図るための環境整備

<措置内容>

- ・病気から復帰する労働者についての短時間勤務
- ・所定外労働が多い労働者についての代休やまとまった休暇の付与

等

<その他の要件>(以下 B から G まで同じ。)

- ・目標が労働者の生活と健康に配慮したものであること。
- ・年次有給休暇の付与日数、育児休業制度等、関係法令によりその最低基準が定められている措置については、当該措置が関係法令を上回る内容でなければならないものであること。
- ・2年程度以内に目標の達成が見込まれること。
- ・具体的な目標を掲げていることが望ましいこと。例えば、
 - a 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者について、所定労働時間を週5時間短縮すること。
 - b 育児を行う労働者について、総実労働時間を週10時間短縮すること。
- ・他の目標として総実労働時間の短縮を掲げていないときは、少なくとも総実労働時間を増加させるおそれがないこと。

C 育児のための生活時間の確保

< 措置内容 >

- ・育児休業 ・子の看護休暇 ・時間外労働の制限 ・深夜業の制限
- ・勤務時間の短縮の措置等(短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働をさせない制度等)
- ・子どもの出生時における父親の休暇制度の整備
- ・より利用しやすい育児休業制度の実施(その期間、回数等が法定を上回る措置を実施すること、休業期間中の経済的援助を行うこと等)

D 介護のための生活時間の確保

< 措置内容 >

- ・介護休業 ・時間外労働の制限 ・深夜業の制限
- ・勤務時間の短縮の措置等(短時間勤務制度、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、所定外労働をさせない制度等)
- ・より利用しやすい介護休業制度の実施(その期間、回数等が法定を上回る措置を実施すること、休業期間中の経済的援助を行うこと等)

E 単身赴任者が家族と接する時間の確保

< 措置内容 >

- ・休日の前日の終業時刻の繰り上げ ・休日の翌日の始業時刻の繰り下げ
- ・休日前後の半日年次有給休暇付与制度の導入
- ・家族の誕生日・記念日等家族にとって特別な日について休暇の付与

F 自発的な職業能力開発を図るための時間の確保

< 措置内容 >

- ・有給教育訓練休暇 ・長期教育訓練休暇その他の特別な休暇の付与
- ・始業・終業時刻等の変更 ・時間外労働の制限

G 地域活動等を行うための時間の確保

< 措置内容 >

- ・特別な休暇の付与 ・半日単位での年次有給休暇付与制度の導入

措置の実施時期等

労働時間等設定改善促進措置の内容及び実施時期が、目標を確実に達成するために必要かつ適切なものであること。

・措置が、事業場の実態から見て実現可能であること。

・計画の実施によって、下請事業主等の労働時間に大きな影響を与える場合は、下請事業主等の労働時間等への配慮に関する事項を含めること。

一般消費者及び関連事業主の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

労働時間等設定改善実施計画の実施に参加し、又はその実施から脱退することを不当に制限するものでないこと。

(2) 関係労働者の意見書の添付

関係労働組合又は関係労働者の代表者の計画についての意見書を、申請書に添付することができます。この場合、表紙のStep3の 関係労働者の意見聴取に代えることができます。

労働時間等設定改善実施計画について、詳しくは、都道府県労働局(労働基準部)へお問い合わせください。

労働時間等設定改善実施計画承認申請書

年 月 日

殿

1 申請事業主

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	代表者(職, 氏名)	常用労働者数
			印	

2 申請事業主の事業場の労働時間等の現状

3 労働時間等設定改善促進措置の実施により達成しようとする目標

4 労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場

事業の名称	事業場の名称	所在地(電話番号)

5 労働時間等設定改善促進措置の内容

6 労働時間等設定改善促進措置の実施時期 (連絡先)

(記入上の注意)

- 「1 申請事業主」の欄は、申請事業主の代表者が記名押印し、申請事業主の名簿を添付することもできます。その場合には、常用労働者数の記入は不要です。
- 「2 申請事業主の事業場の労働時間等の現状」の欄には、個々の事業場の労働時間等の現状を記述することが困難な場合には、申請事業主の事業場全体の労働時間等の現状の平均的水準を推定して記述することで足りります。
- 「4 労働時間等設定改善促進措置を実施する事業場」の欄は、建設業等全ての事業場を具体的に特定するのが困難な業種においては、事業場の所在の範囲を市町村名や都道府県名により記述することで足りります。